

亀山市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

加太市場自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 規約に定める目的

変更前 本会は、次に掲げるような地域的な自主活動を行なう事により、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 回覧版の回付等、市場地区内の住民相互の連絡
2. 美化・清掃等市場地区内の環境の整備
3. 市場集会所及び子供の遊び場の維持管理
4. 自営消防団の結成、運営
5. 文化財「カンコ踊り」の継承

変更後 本会は、次に掲げるような地域的な自主活動を行なう事により、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 生活環境の改善
2. 回覧版の回付等、市場地区内の住民相互の連絡
3. 美化・清掃等市場地区内の環境の整備
4. 保有資産及び子供の遊び場の維持管理
5. 自主防災隊の結成・運営
6. 文化財「カンコ踊り」の継承

(2) 区域

変更前 亀山市加太市場 1 1 1 6 番地から 1 2 0 5 番地まで、
1 2 0 6 番地から 1 5 6 5 番地まで、1 5 6 6 番地か
ら 1 6 1 6 番地まで、1 6 1 7 番地から 3 1 8 6 番地
まで、3 1 9 0 番地から 3 3 2 8 番地まで、3 3 2 9
番地から 3 3 5 7 番地まで、3 3 5 8 番地から 3 3 7 6
番地まで、亀山市加太梶ヶ坂 3 6 2 9 番地 3、3 7 2 6
番地 1 から 3 7 2 6 番地 2 まで

変更後 亀山市加太市場 8 3 番地、1 1 1 6 番地から 1 2 0 5
番地まで、1 2 0 6 番地から 1 5 6 5 番地まで、1 5 6 6
番地から 1 6 1 6 番地まで、1 6 1 7 番地から 3 1 8 6
番地まで、3 1 9 0 番地から 3 3 2 8 番地まで、3 3 2 9
番地から 3 3 5 7 番地まで、3 3 5 8 番地から 3 3 7 6
番地まで、亀山市加太梶ヶ坂 3 6 2 9 番地 3、3 7 2 6
番地 1 から 3 7 2 6 番地 2 まで

(3) 解散の事由

変更前 1.本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項に
おいて準用する民法第 6 8 条第 1 項 3 号及び第
4 条並びに第 2 項の規定により解散する。

2.総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員
の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

変更後 1.本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定に
より解散する。

2.総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員
の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 変更の年月日

平成 2 9 年 4 月 1 日

4 変更の理由

(1) 規約に定める目的

適正な運用を図るため

(2) 区域

適正な運用を図るため

(3) 解散の事由

地方自治法の一部改正による